

<欄部>

○：入力可 空白：入力不可

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別													
			C F	Y	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R		
以下 93 から 114 までの項目は、最大 99 欄まで繰り返し入力することができる。																
93	品目コード (「品目番号*」欄左)	<p>該当する実行関税率表の品目コード（9桁）を必須入力する。</p> <p>ただし、次の場合はそれぞれにより入力する。</p> <p>イ 関税定率法第 14 条第 18 号(無条件免税)に規定する少額貨物の無条件免税の適用を受ける場合であって、NACCS用品目コード（98類）(「業務コード集」参照)に官署が掲載されている場合は、該当するNACCS用品目コードの9桁目までを入力し、官署が掲載されていない場合は、「980000000」を入力する。</p> <p>ロ 第 3 条の 3 (少額輸入貨物に対する簡易税率)に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用を受ける場合は、NACCS用品目コード（少額輸入貨物）(「業務コード集」参照)のNACCS用品目コードの9桁目までを入力する。</p> <p>ハ 実行関税率表の「NACCS用」欄に「†」、「†1」等が記載されている場合は、NACCS用品目コード（輸入）(「業務コード集」参照)又は実行関税率表附表を参照し、番号の9桁目までを入力する。</p> <p>ニ 輸入（引取）申告又は特例委託輸入（引取）申告の場合で、かつ、邦貨換算後のインボイス価格の合計が 201,000 円未満の場合は、実行関税率表の品目コード6桁目までで入力することができる。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
94	NACCS用コード (「品目番号*」欄右)	<p>実行関税率表上のNACCS用コード（1桁）を入力する。ただし次の場合はそれぞれにより入力する。</p> <p>イ 関税定率法第 14 条 18 号（無条件免税）に規定する少額貨物の無条件免税の適用を受ける場合であって、NACCS用品目コード（98類）(「業務コード集」参照)に官署が掲載されている場合は、該当するNACCS用品目コードの10桁目を入力し、官署が掲載されていない場合は、「0」を入力する。</p> <p>ロ 第 3 条の 3 (少額輸入貨物に対する簡易税率)に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用を受ける場合は、NACCS用品目コード（少額輸入貨物）(「業務コード集」参照)のNACCS用品目コードの10桁目を入力する。</p> <p>ハ 実行関税率表の「NACCS用」欄に「†」、「†1」等が記載されている場合は、NACCS用品目コード（輸入）(「業務コード集」参照)または実行関税率表附表を参照し、番号の10桁目を入力する。</p> <p>ニ 関税法基本通達 67-4-17（関税率表等の分類</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別											
			C F	Y	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R
		<p>の特例扱い)の規定により少額品目を一括して申告する場合は、「X」を入力する。</p> <p>(注) 関税定率法第3条の3(少額輸入貨物に対する簡易税率)に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率が適用される場合は、この分類の特例扱いは適用されないことから留意すること。</p> <p>ホ 再輸入(輸入統計品目番号 7108.20-000 及び 7118.90-010 に該当する貨物を除く。)の場合は、「Y」を入力する。</p> <p>ヘ 統計基本通達 21-1(普通貿易統計計上貨物)に規定する貨物以外の貨物又は通達 21-2(普通貿易統計計上除外貨物)に規定する貨物の場合は、「E」を入力する。関税定率法基本通達 14-16(6)ただし書きに規定する税番が異なる通い容器が複数ある場合においても、同様とする。</p> <p>ただし、関税定率法第14条第18号(無条件免税)又は第3条の3(少額輸入貨物に対する簡易税率)が適用される場合は、前記イ又はロにより入力する。</p> <p>ト 実行関税率表の特殊取扱品として、「品目番号*」欄左に「000000011」を入力した場合は「4」を入力し、「000000019」を入力した場合は「5」を入力する。</p> <p>チ 輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告の場合で「品目番号*」欄左に実行関税率表の品目コード6桁目までで入力した場合は、入力不可。</p>												
95	品名 (「品名」欄)	<p>(1) インボイス等に記載されている品名を入力する。</p> <p>(2) 入力しない場合は、「品目番号*」欄左への入力内容に基づき、システムに登録されている品名が自動的に出力される。</p> <p>ただし、輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告であって、「品目番号*」欄左に実行関税率表の品目コードを先頭6桁までで入力した場合は出力されないことから品名を入力すること。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
96	原産地コード (「原産地*」欄左) (申告等種別「Y」は「原産地*」欄)	<p>当該貨物に係る原産地を国名コード(「業務コード集」参照)で必須入力する。</p> <p>なお、「JP」(日本)は入力することができないことから、再輸入品の場合は統計基本通達 7-2(2)(国別の選定基準)ただし書きの規定により、積出国を入力する。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
97	原産地証明書識別 (「原産地*」欄右)	<p>原産地証明書識別コード(「業務コード集」参照)を入力する。</p> <p>なお、原産地証明書提出猶予申請又は原産品申告書提出猶予申請を輸入申告等と併せて行う場合は、次の</p>	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別											
			C F	Y	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R
		<p>入力方法による（経済連携協定関税割当品目に該当しないものに限る。）。</p> <p>（入力方法）</p> <p>① B Pを条件とする場合 貨物の種類（4桁目）に「M」（特恵用原産地証明書提出猶予申請を行う貨物（一般特恵））又は、「7」（E P Aに基づく原産地証明書又は原産品申告書の提出猶予申請を行う貨物（E P A用））を入力し、かつ、「B P申請事由」欄に「3 B」（原産地証明書又は原産品申告書の提出が遅れる）を入力する。 また、B P承認後の貨物に係る輸入申告の際には、本来の原産地証明書識別へ変更する。</p> <p>② 災害その他やむを得ない理由により原産地証明書又は原産品申告書の提出が遅れる場合 税関に相談した上で、貨物の種類（4桁目）に「M」（特恵用原産地証明書提出猶予申請を行う貨物（一般貨物））又は「7」（E P Aに基づく原産地証明書又は原産品申告書の提出猶予申請を行う貨物（E P A用））を入力し、具体的な理由を「記事（税関）」欄に入力する。</p> <p>※ 原産地証明書提出猶予申請又は原産品申告書提出猶予申請を行う場合、原産地証明者等区分（3桁目）は「O」以外を入力する。</p> <p>※ 「申告等種別＊」欄に「S」（蔵入承認申請）、「M」（移入承認申請）、「A」（総保入承認申請）又は「G」（展示等申告）を入力した場合は、②の方法による。</p> <p>（注）</p> <p>① 本項目に「R」（貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物）又は「N」（原産地が確認できない貨物）の一桁を入力することにより、本業務の実施時に「WKOR」又は「WKON」がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>② 「申告等種別＊」欄に「J」（輸入（引取・特例）申告）、「P」（特例委託輸入（引取・特例）申告）又は「R」（蔵出輸入（引取・特例）申告）を入力した場合は、貨物の種類（4桁目）に「M」（原産地証明書提出猶予申請を行う貨物（一般特恵））又は「7」（原産地証明書提出猶予申請を行う貨物（E P A））は入力不可。</p> <p>③ 経済連携協定関税割当品目については原産地証明書提出猶予申請及び原産品申告書提出猶予申請をシステムで行うことはできない。当該事由に該当する場合は、経済連携協定関税割当品目用のコードを入力の上、原産地証明書提出猶予申請及び原産品申告書提出猶予申請については書面により行う。</p>												

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別												
			C F	Y	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R	
以下 112 から 114 までの項目は、最大 6 欄まで繰り返し入力することができる。															
112	内国消費税等種別コード (「内消費税等種別」欄)	<p>内国消費税、地方消費税又は特殊関税が課される場合は、内国消費税等種別コード(「業務コード集」参照)を入力する。</p> <p>(注)</p> <p>① その他の内国消費税又は特殊関税に係る内国消費税等種別コードは、消費税に係る内国消費税等種別コードよりも先に入力する。</p> <p>② 納付すべき地方消費税がある場合であっても、消費税に係る内国消費税等種別コードを入力することによりシステムによって自動計算されることから、地方消費税については入力を要しない。</p> <p>③ 「品目番号」欄左に関税率法第 14 条第 18 号(無条件免税)用のコード(例:「980000000」等)を入力した場合は、消費税に係る内国消費税等種別コードの入力は要しない。</p> <p>④ 「納期限延長」欄に「T」又は「F」を入力した場合は、「L」(酒税)又は「E」(たばこ税)と消費税以外に係る内国消費税等種別コードの併用使用は不可。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
113	内国消費税等減免税コード (「減免税コード」欄)	<p>次のいずれかに該当する場合は、内国消費税等減免税コード(「業務コード集」参照)を入力する。</p> <p>(1) 内国消費税について、減税、免税、控除又は未納税引取が適用される場合。</p> <p>(2) 特殊関税(緊急関税を除く。)について、減税が適用される場合。</p> <p>(3) 石油石炭税の特例納付が適用される場合。</p> <p>(注)</p> <p>① 「品目」欄左に関税率法第 14 条第 18 号(無条件免税)用のコード(例:「980000000」等)を入力した場合は、消費税に係る内国消費税等減免税コードの入力を要しない。</p> <p>② 特殊関税(緊急関税を除く。)が免除される場合は、入力を要しない。</p> <p>③ 納期限延長と再輸出免税を同時に適用する輸入申告(納期限延長コードが「M」の場合に限る)又は再輸出免税を適用する特例申告について、あらかじめ税関から担保を要しない旨の回答を得ている場合は、上記輸入申告にあっては再輸出免税に係る担保提供を不要とする内国消費税等減免税コードを、特例申告にあっては特例輸入申告制度用の内国消費税等減免税コードをそれぞれ入力する。</p>	○							○	○	○	○	○	
114	内国消費税等減税等額 (「内消費税減税額」)	内国消費税について減税又は控除がある場合は、手計算により算出した減税額又は控除額を邦貨で入力する。	○							○	○	○	○	○	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別												
			C F	Y	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R	
	欄)														

ロ 呼出しによる方法

輸入申告等事項の登録に必要な事項を呼び出す場合は「輸入申告事項呼出し」業務（業務コード：IDB）を利用して、呼出しを行う情報について、次の事項を入力し送信する。

呼出し情報	項目名 (入力画面)	内容
貨物情報 (システムに貨物情報が登録されている場合に限る。) (注)	申告等種別コード (「申告等種別」欄)	前記イ(呼出しによらない方法)の入力項目表項番3(申告等種別コード)に準じて入力する。
	B / L番号 / AWB番号 (「B / L番号 / AWB番号」欄)	(1) 直載貨物の場合はAWB番号を入力する。 (2) 混載貨物の場合はHAWB番号を入力する。
インボイス・パッキングリスト仕分け情報 (インボイス・パッキングリスト仕分け情報が登録されている場合に限る。) (注)	申告等種別コード (「申告等種別」欄)	前記イ(呼出しによらない方法)の入力項目表項番3(申告等種別コード)に準じて入力する。
	電子インボイス受付番号 (「電子インボイス受付番号」欄) 「申告等種別」欄	電子インボイス受付番号を入力する。
他省庁業務入力情報 (共通管理番号を取得している場合に限る。)	申告等種別コード (「申告等種別」欄)	前記イ(呼出しによらない方法)の入力項目表項番3(申告等種別コード)に準じて入力する。
	共通管理番号 (「共通管理番号」欄)	他省庁業務の事項登録で払い出された共通管理番号を入力する。
輸入申告等情報 (「当初輸入申告情報呼出し(蔵出輸入申告等)」業務(業務コード:DLI01)を実施している場合に限る。)	申告等番号 (「申告等番号」欄)	税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第12節1(当初輸入申告情報呼出し(蔵出輸入申告等))により、「当初輸入申告情報呼出し(蔵出輸入申告等)」業務(業務コード:DLI01)の応答画面の左下部に出力された呼出し用申告等番号を入力する。

(注) 貨物情報及びインボイス・パッキングリスト仕分け情報については、重複して呼び出

すことができる。

上記により、呼出しを行った情報と輸入申告等に共通の事項が「輸入申告事項登録情報」等（※）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、他の事項を前記イ（呼出しによらない方法）に準じて入力し、送信する（補完項目については、別紙2（補完項目）参照）。

※「輸入申告事項登録情報」等

- ・「輸入申告事項登録情報」（出力情報コード：AAD4191）
- ・「輸入申告（少額関税無税）事項登録情報」（出力情報コード：AAD6011）
- ・「輸入（引取）申告事項登録情報」（出力情報コード：AAD4201）
- ・「輸入（引取・特例）申告事項登録情報」（出力情報コード：AAD4211）
- ・「蔵出等輸入申告事項登録情報」（出力情報コード：AAD4221）
- ・「蔵入等承認申請事項登録情報」（出力情報コード：AAD4231）
- ・「蔵出輸入（引取・特例）申告事項登録情報」（出力情報コード：AAD6251）

(2) 出力情報

前記(1)（輸入申告等事項の登録）により、輸入申告等事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に次の情報が配信される。

出力情報	出力条件
輸入申告等入力控情報 (注)	「申告等種別*」欄に次のいずれかのコードを入力した場合。 「C」（輸入申告（申告納税）） 「F」（輸入申告（賦課課税）） 「J」（輸入（引取・特例）申告） 「P」（特例委託輸入（引取・特例）申告） 「S」（蔵入承認申請） 「M」（移入承認申請） 「A」（総保入承認申請） 「G」（展示等申告） 「K」（蔵出輸入申告（申告納税）） 「D」（蔵出輸入申告（賦課課税）） 「U」（移出輸入申告（申告納税）） 「L」（移出輸入申告（賦課課税）） 「B」（総保出輸入申告（申告納税）） 「E」（総保出輸入申告（賦課課税）） 「R」（蔵出輸入（引取・特例）申告）
輸入申告（少額関税無税）入力控情報（注）	「申告等種別*」欄に「Y」（輸入申告（少額関税無税））を入力した場合。
輸入（引取）申告入力控情報（注）	「申告等種別*」欄に「H」（輸入（引取）申告）又は「N」（特例委託輸入（引取）申告）を入力した場合。

(注) 出力情報コードについては、別紙3（入力控情報）を参照すること。